

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第71号

岩手県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県産業廃棄物税条例施行規則（平成15年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(産業廃棄物税の更正等の通知) 第19条 地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の16第4項、 <u>第733条の18第7項</u> 又は第733条の19第5項の規定による通知は、別に定める様式による産業廃棄物税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書により行うものとする。	(産業廃棄物税の更正等の通知) 第19条 地方税法（昭和25年法律第226号）第733条の16第4項、 <u>第733条の18第8項</u> 又は第733条の19第5項の規定による通知は、別に定める様式による産業廃棄物税更正、決定・加算金決定通知（納税の通知）書により行うものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。